

東大阪公市第 1219 号

令和 5 年 8 月 23 日

大阪社会保障推進協議会
会 長 安 達 克 郎 様

東大阪市長 野田 義和

東大阪市教育局
教 育 長 古 川 聖 登

2023 年度自治体キャラバン行動 要望項目（回答）

令和 5 年 6 月 23 日付けで受付いたしました要望書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。

【回答】

職員配置については、職員数計画との整合性を図りながら、多様な任用形態により適正配置に努めているところです。緊急時や災害時においても継続して市民サービスが提供できるよう、庁内応援等により、執行体制の確保に努めてまいります。

(行政管理部 人事課)

- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

【回答】

本市においては、少子・超高齢化等の進行に伴い、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、女性職員を含めた幅広い視点で行政運営を行うことが求められており、女性職員の活躍推進が組織の活性化にも繋がることから、管理職の登用を含め積極的に取組を行う必要があると認識していま

す。女性の管理職割合の向上に向け、キャリアプランを考えられる機会となるような研修を行うなど、引き続き、取組を進めてまいります。

(行政管理部 人事課)

- ③ 大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

【回答】

本市では、適切な情報や相談場所に迅速に到達できるよう 11 言語以上での情報提供及び相談を多言語で行う相談窓口として多文化共生情報プラザを設置しています。

英語、韓国・朝鮮語、中国語、ベトナム語については専門員を配置し、申請などの手続きに来られた方に通訳が必要な場合においても対応しています。

(人権文化部 多文化共生・男女共同参画課)

2. こども・シングルマザー等貧困対策関係

- ① こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

【回答】

令和 4 年 2 月に実施した子どもの貧困対策にかかる「子どもの生活についてのアンケート調査」に基づき策定した第 2 次東大阪市子どもの未来応援プランにより、子どもの貧困にかかる支援体制の整備に努めてまいります。

ヤングケアラー実態調査については、令和 4 年 9 月にヤングケアラーである子どもやその家族への支援に関わる可能性の高い、市内高齢、障害、医療等の関係機関、市立学校、庁内関係専門職を対象に実施いたしました。

また、令和 4 年 9 月にヤングケアラーに関する相談窓口を子どもすこやか部子ども見守り相談センター子ども相談課に開設いたしました。

令和 4 年 11 月からは、ヤングケアラーの家庭を対象に訪問支援員を家庭に派遣し、家事、育児の支援を行う子育て世帯訪問支援モデル事業を実施しております。令和 5 年 5 月には、本事業の対象を要支援、要保護児童及び特定妊婦のいる家庭に拡充しました。

令和 5 年度は、本市が実施する、大学が行う研究活動を助成する事業を活用し、市立中学生及び高校生を対象としたヤングケアラー実態調査を実施する予定としております。

今後も引き続き実態調査結果も参考に、ヤングケアラーやその家族に寄り添った支援や施策の検討を行ってまいります。

(子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課、子ども見守り相談センター 子ども相談課)

- ② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

【回答】

令和4年1月に子ども医療費助成制度の対象年齢を18歳到達年度末まで拡充したことにより、現在、子ども医療費助成制度では、入院・通院とも18歳到達年度末まで所得制限を設けず、子どもの医療費の助成に取り組んでいます。

ひとり親家庭医療費助成制度では、入院・通院とも所得制限額以内の18歳到達年度末までの子ども及びその子を監護している父、母またはその子を養育している養育者にかかる医療費の助成に取り組んでいます。

自己負担額の無償化につきましては、財政状況や制度構築の面から考えても、本市単独での実現は非常に困難な状況です。

食事療養費につきましては、以前より中学校卒業年度末までの子どもは自己負担なし（無償）を実施しており、現在は、年齢拡充により18歳到達年度末までの子どもまで食事療養費の助成を行っております。

（市民生活部 医療助成課）

本市では、妊婦健康診査および産婦健康診査に対し、受診券を交付し助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して出産に臨めるよう支援しています。

また、妊娠中のむし歯や歯周病のケアについても取り組んでいただけるよう、妊婦歯科健康診査の受診券も合わせて交付し助成しています。

（健康部 保健所 母子保健・感染症課）

- ③ コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPOや市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。

【回答】

本市では、子ども食堂に取り組む法人や団体に補助金を交付し、定期的に意見交換や情報共有を行っております。食糧支援においても速やかに情報提供を行い、支援が必要な団体に確実に届くよう努めてまいります。今後も継続することで、何が必要とされているのか、行政として何ができるのかについて情報収集に努めてまいります。

（子どもすこやか部 子育て支援室 子ども家庭課）

コロナ禍や物価高騰により厳しい状況にある困窮世帯の様々な相談に対して、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活支援課、住居確保給付金相談窓口において対応しております。

生活困窮者に対する食糧支援に関しましては社会福祉協議会と連携しており、今後も状況に応じ

て社会福祉協議会の社会貢献事業へ速やかに繋ぐ形で対応してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活支援課)

- ④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

【回答】

食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則となっておりますが、幼児教育・保育の無償化により、一定の所得階層以下の世帯は副食費が無償となっております。また、それ以外の世帯については、現状についての情報収集に努めてまいります。

(子どもすこやか部 子育て支援室 施設給付課、子育て支援室 施設指導課、保育室 保育課)

小中学校の給食の調理方式については、各調理方式のメリットやデメリットについて整理し、本市に適した体制を検討してまいります。

本市では塾や部活動など家計負担が増加する市立中学校および義務教育学校(後期)の生徒保護者の経済的負担を軽減するため、令和5年4月から中学校給食費を恒久的に無償化したところです。

保育所・こども園・幼稚園などの副食費無償化及び小学校給食費の無償化につきましては、さらなる財源が必要となることから、慎重に検討してまいります。

(教育委員会事務局 学校教育部 学校給食課)

- ⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特にDVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

【回答】

児童扶養手当の申請や現況届の受付では、支給要件の確認に必要な事柄のみの聴き取りを行っており、必要以上に来庁を促したりしないなど、申請者や受給者の負担をできるだけ軽減するよう対応を心掛けています。

対応中に他の施策の支援が必要と感じられた際には、管轄部署への引継ぎや、ひとり親に対する施策の情報提供など、手当の手続きの機会を活用するよう努めているところです。

外国語対応につきましては、翻訳版の申請書を窓口に着けているほか、翻訳機の使用、場合により庁内の専門員を交えるなど、言葉の壁による不利益を生じさせないよう窓口運営を進めています。

(市民生活部 国民年金課)

- ⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。
- ⑦ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

【回答】

学校歯科健診における「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況については、各学校で把握しております。

また、学校歯科健診を毎年児童・生徒全員を対象に実施することによって学校園歯科医、養護教諭等が口腔状態については、把握しております。

「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるような支援策については、学校に配置されているスクールソーシャルワーカーのコーディネート機能を生かした支援も含めて、福祉政策における検討課題だと考えます。

給食後の歯みがき時間を設けることについては、給食指導後の限られた時間内において、全児童・生徒が歯みがきを実施する手洗い場がないこと等により全面実施は難しいと考えます。

本市においては、毎年度、学校歯科健診だけでなく、歯科衛生管理指導を全学校園で実施しております。その際、フッ化物洗口に限らず、フッ化物についての話も取り上げていただいている学校園もあると認識しております。

今後も平成 15 年 1 月 14 日付厚生労働省通知「フッ化物洗口ガイドラインについて」及び日本学校歯科医師会作成「学校におけるフッ化物応用ガイドブック」も参考のうえ、本市学校歯科医師会と連携しながら、一人一人の児童生徒が生活の中でより効果的に自らの判断でフッ化物を利用していくことができる教育に取り組んでいます。

(教育委員会事務局 学校教育部 教職員課)

- ⑧ 障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者) 歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

【回答】

障害福祉サービス事業所の通所者及び職員を対象に、歯科健康相談や健康教育を実施しており、障害のある方や介護に携わる方を対象に、歯・口の健康の保持促進を図っております。また、成人歯科健康診査におきましては、車椅子での受診が可能な歯科医院や訪問対応が可能な歯科医院についての情報を市政だよりや市ウェブサイトに掲載するなど、障害のある方が受診につなげられるよう情報提供に努めております。

(健康部 保健所 健康づくり課)

保健所等関係機関と相談し、検討してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害施策推進課)

- ⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

【回答】

公営住宅管理戸数：862戸

空家数：38戸（一般空家）

（令和5年4月1日現在）

※改良住宅、リロケーション住宅除く

毎年入居者募集における応募倍率が高水準であることから、現状、空き住居を目的外利用することは難しい状況であります。しかしながら、こども・シングルマザー等貧困対策としまして、入居者募集において、若年者世帯への生活支援を目的とし、「ともに35歳以下の夫婦」、「ともに35歳以下の夫婦と子」又は「非婚を含む35歳以下のひとり親と子」で構成される世帯を対象に入居から10年間の期限付き入居の募集を実施しております。引き続き制度の継続と実施の確保を図ってまいります。

（建築部 住宅政策室 総務管理課）

3. 医療・公衆衛生(コロナ5類対応も含)

① 新型コロナ対策について

・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。

【回答】

保健所設置市として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年4月1日施行）及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえた予防計画及び健康危機対処計画を策定し、保健所体制強化に向けた取組に努めてまいります。

（健康部 保健所 新型コロナウイルス感染症課）

・移行期間終了後（9月以降）の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。

【回答】

入院調整について、移行期間中は医療機関間による入院調整への移行に向け、保健所では情報提供や相談対応及び医療機関間での入院調整困難患者の支援のため、医療機関へ保健所稼働時間別の連

絡先を通知しております。

引き続き大阪府の移行計画に沿って入院調整支援に努めると共に、移行期間終了後は国及び府の方針に注視し、地域の医療機関へ入院調整に関する対応を周知してまいります。

(健康部 保健所 新型コロナウイルス感染症課)

・5月8日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

【回答】

令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症患者の外出自粛要請終了に伴い配食サービス及びパルスオキシメーターの貸出は終了しました。日頃からの食料品等備蓄の働きかけ及び健康相談先の周知に引き続き努めてまいります。

訪問看護による健康観察についても、5月8日以降終了しておりますが、大阪府では外来対応医療機関を指定・ウェブサイトで公表し、相談窓口では必要に応じて受診または往診可能な医療機関や救急安心センターおおさか（#7119）を案内するなど、患者に応じた医療が提供されるよう取り組んでおります。

(健康部 保健所 新型コロナウイルス感染症課)

② 老人医療費助成制度について

・昨年10月から75歳以上高齢者で年収が200万円以上の方の一部負担が2割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。

【回答】

平成30年4月で老人医療助成制度は廃止となっており、新たな制度の創設となりますと財政状況や制度構築の面から考えても、本市単独での実現は非常に困難な状況です。

(市民生活部 医療助成課)

③ 健康保険証とマイナンバーカードの1本化について

・国は健康保険証を廃止してマイナンバーカード1本化が審議されている(5月16日現在)。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

【回答】

「短期保険証」の廃止に関しては、国の審議や法改正等の動向に沿って、対応等を検討してまいります。また、国民皆保険の意義をご理解いただき、丁寧な納付相談なども心掛けていきます。

(市民生活部 医療保険室 保険料課)

- ④ 地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

【回答】

本市では歯科専門職として歯科医師を 1 名配置し、保健師等の他職種と連携して歯科口腔保健事業を推進しております。本市の歯科口腔保健にかかるあらゆる課題に対応できるよう、行政歯科医師を含む歯科事業に従事する者が研修に参加する機会を設けるなど、幅広い知識の獲得と技術のさらなる向上を図れるよう努めてまいります。

(健康部 保健所 健康づくり課)

4. 国民健康保険

- ① コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうという事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こうしたことから 2024 年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっているこどもの均等割をゼロとすること。

【回答】

本市におきましては、令和 4 年度から大阪府統一保険料率へ移行し、令和 5 年度においても引き続き統一保険料率を採用する予定でしたが、統一保険料率の急激な上昇を受け、被保険者の負担を軽減するため市として緊急的な激変緩和措置を講じ令和 5 年度保険料率の抑制を講じたところです。このような状況を鑑み、本市としても、2024 年度以降の統一保険料率の抑制を最優先課題としており、大阪府に対して各市町村に設置されている国保財政調整基金の活用等のあらゆる財源を活用し、2024 年度以降の統一保険料率の抑制を要望しているところです。一方で、2024 年度においては、大阪府下全ての市町村が統一保険料率に移行することになっており、完全統一の延期については、大阪府を含めた各市町村の合意形成がない限り、困難な状況となっております。

少子化対策としての子育て世帯への経済的負担の軽減については、令和 4 年度分から未就学児（義務教育就学前の子ども）の均等割額の 2 分の 1 が軽減されており、今年度からは産前産後保険料免除制度を導入することで、より一層の子育て世帯の負担軽減を図られることとなりますが、少子化対策及び子育て支援の観点からも、国の責任において軽減割合の拡充や未就学児に限らない全ての子

どもを対象とすることを引き続き国及び大阪府に要望してまいります。

(市民生活部 医療保険室 保険管理課)

- ② 国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

【回答】

傷病手当金の自治体独自実施や適用拡大につきましては、令和 6 年度より大阪府統一基準での運営になることから困難な状況です。

一部負担金減免・徴収猶予制度につきましては、市ウェブサイトや国民健康保険料決定通知書同封パンフレットにて詳細を掲載しています。なお、申請に際しては、来庁せずに申請できるよう、郵送での申請を勧めており、今後は、電子申請につきましても検討してまいります。

(市民生活部 医療保険室 資格給付課)

保険料の減免制度については、決定通知書に所得減少減免の制度を周知するチラシを同封するとともに、市政だよりや市ウェブサイトにも掲載いたしました。市ウェブサイトから減免申請書をダウンロードできるようにし、あわせて記入例も掲載することで、容易に申請ができるよう工夫をしています。加えて、決定通知書発送後の電話による相談時には、状況を聞き取り、適用できる減免等がある場合は、内容に応じた申請書を送付することで減免申請を促しています。

(市民生活部 医療保険室 保険料課)

- ③ マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きるのか、具体的に教示いただきたい。

【回答】

マイナンバーカードの健康保険証利用、それに伴う現行の健康保険証の廃止後について、現時点では予想される具体的な問題についてお示しすることは難しいと考えております。

(市民生活部 医療保険室 資格給付課)

- ④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

【回答】

国民健康保険料の決定通知・納付票の外国語対応はしておりませんが、外国籍の市民の方々にも国民健康保険料の決定通知が送付されたことが分かるよう、多文化共生情報プラザだよりにより決定通知書の発送の周知を図っております。また、窓口に来られた際には、窓口対応多言語対訳集を利

用することにより、円滑に案内を行うよう努めています。

また、国保のしおりの外国語対応につきましては、関係部局と調整し検討してまいります。

(市民生活部 医療保険室 保険料課)

5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

- ① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

【回答】

特定健診の受診率は、①市政だよりへの定期的な記事掲載や対象者へのパンフレット送付、未受診者へのはがきでの受診勧奨、医療機関でのポスター掲示やパンフレット設置等、様々な広報活動を継続したこと、②平成 23 年度から集団健診を開始したこと、③医療機関の協力を得て平成 26 年度から日曜健診を開始したことなどにより、平成 30 年度までは上昇傾向でありました。しかしながら、令和元年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えや事業中止の影響により減少に転じ、令和 2 年度にかけて減少したものの、令和 3 年度は 26.5%と回復傾向となり、令和 4 年度も令和 3 年度の受診率を上回る見込みとなっています。

現在は、先述した取組に加え、AI を活用した未受診者への受診勧奨や SNS の活用、保険料決定通知書送付時の封筒裏面を活用した広報活動を行うとともに、医師会や医療機関と協力して治療中の患者の健診への繋がりを積極的に行っております。今後は、健康部などの関係機関と連携しながら地域に応じた啓発方法等を検討してまいります。また、外国語対応については、外国語の問診票の市ウェブサイト掲載などを検討しております。

(市民生活部 医療保険室 保険管理課)

本市では、第 2 次東大阪市健康増進計画にがん検診受診率向上を掲げ、推進に努めております。平成 29 年度に中間評価を実施し、令和 5 年度に最終評価をする予定です。

近年のがん検診受診率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少がみられ、その後回復してきておりますが、コロナ禍前まで回復しきれていない状況です。

受診勧奨の一環として、子宮頸がん・乳がん検診それぞれの受診対象初年度の方に無料クーポン券を送付するとともに、大腸がん・乳がん・子宮頸がん検診それぞれの重点勧奨対象に該当する一定年齢の方へ受診勧奨はがきを送付しています。コロナ禍においては、受診控えによりがん早期発見の機会を逃し、その間のがんが進行してしまうことなどが懸念されたため、「コロナ禍においてもがん検診が重要であること」を掲げて周知啓発してまいりました。

また、生命保険会社などの民間企業との公民連携を活用した受診促進に関する普及啓発の実施や、協会けんぽや国民健康保険との連携による特定健診とがん検診のセット検診実施による受診機会の確保、PTA へのがん健康教育等、受診率向上に向けて様々な取組を実施しております。

さらに、令和 3 年度より新たに、「がん」を誰にでも突然やってくる災害のようなものと捉え、災害に備えることと同じように、がんについての基本的な情報、すなわち治療、費用、治療と仕事との

両立等について普段から家族などの身近な人と話し合うなどの準備をしておく「がん防災」の観点からの啓発にも力を入れております。

今後も関係機関と連携し、様々な世代の方にごがん検診の必要性と重要性について普及啓発してまいります。

なお、外国語対応につきましては関係部局と調整し検討してまいります。

(健康部 保健所 健康づくり課)

- ② 住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

【回答】

本市では、平成26年3月に東大阪市歯科口腔保健計画「歯っぴいトライ」を策定し、「歯・口からつくるからだところの健康」を目標にライフステージに応じた計画を立て、歯科口腔保健対策を推進しております。

現在、後期高齢者医療被保険者を除く満30歳から満80歳までの方は、5歳毎の節目の年齢時に本市成人歯科健康診査を無料で受診していただくことができます。車椅子での受診や訪問対応が可能な歯科医院についての情報を市ウェブサイトや市政だより等に掲載するなど、市民の方が受診につながるよう情報提供に努めております。

また、市内の保健センターでは、満20歳以上の方を対象に、歯科医師による無料の成人歯科健康相談を実施しており、前述の歯科健康診査の対象とならない方でも気軽に口腔内のチェックや相談ができる機会を設けております。

さらに、障害福祉サービス事業所の通所者及び職員を対象に、歯科健康相談や健康教育を実施しており、障害のある方や介護に携わる方を対象に、歯・口の健康の保持増進を図っております。

なお、特定健診においては、歯科口腔の保健指導や受診勧奨のきっかけとなるよう、使用する質問票に口腔の健康に関連する項目が盛り込まれております。現状では、特定健診と歯科健診では実施主体が異なるため、今後につきましては国の動向を注視して検討してまいります。

(健康部 保健所 健康づくり課)

6. 介護保険・高齢者施策

- ① 第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。

【回答】

一般会計繰り入れによる市独自の介護保険料の引き下げは、いわゆる保険料減免の3原則（個別申請により判定すること、全額免除は行わないこと、一般財源の繰入れは行わないこと）から困難となります。

国庫負担の引き上げと公費による保険料基準額の引き下げについては、適宜、国に働きかけてまいります。

また、第9期介護保険事業計画の策定中ではありますが、介護給付費準備基金の取り崩しも含め、介護保険料上昇の抑制に向け計画内容の検討を進めてまいります。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下（単身の場合）は介護保険料を免除とすること。

【回答】

介護保険料の減免制度につきましては、令和3年度より、単身世帯の収入基準を160万円に設定することで、減免要件を拡充致しました。

また、年収150万円以下(単身の場合)の方の介護保険料を免除する独自減免制度につきましては、厚生労働省が出している保険料減免の3原則により、全額免除は行わないこととされていることから、困難であると考えております。

今後の減免制度拡充につきましては、第9期事業計画を策定していく中で総合的に検討してまいります。

(福祉部 高齢介護室 介護保険料課)

- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置（補足給付）、自治体独自の軽減措置を行うこと。

【回答】

低所得者への独自減免及び補足給付については、その必要性や財源の確保、受益と負担の観点など様々な要素を総合的に考慮の上判断すべきものであり、介護保険制度が全国一律の制度であることから、国において必要な措置が講じられるべきものと考えております。

(福祉部 高齢介護室 給付管理課)

④ 総合事業（介護予防・生活支援総合事業）について

イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を奨励し、認定申請を抑制しないこと。

【回答】

総合事業の「従前相当サービス」である訪問型介護予防サービス・通所型介護予防サービスは、介護予防ケアマネジメントによりサービスが必要とされた要支援者等が、継続・新規に関わらず利用することができます。利用者個々の心身の状況や生活環境を鑑み、適正なサービスの提供が受けられるよう、地域包括支援センター等と連携を図ってまいります。

また、要介護（要支援）認定については相談時に申請者の状況と要望を把握したうえで、適切に申請方法等の案内を行ってまいります。

（福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課）

新規・更新ともに申請を抑制しておりません。更新申請については認定有効期間満了の 60 日前に更新申請の案内を送付しています。

（福祉部 高齢介護室 介護認定課）

ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。

【回答】

総合事業における訪問型・通所型サービスの単価は厚生労働省が設定する上限額に基づき、本市において定めています。訪問介護員等の介護従事者や事業者を取り巻く状況にも留意しつつ、適切な単価設定に努めてまいります。

（福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課）

ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

【回答】

高齢者の QOL 向上に向けたケアマネジメントの実施を支援するため、国・府等からの通知に基づき、本市においても平成 30 年 9 月より自立支援型地域ケア個別会議を開催しています。専門職の方々のご意見をいただきながら、高齢者本人の自己実現に資する介護予防活動や生活支援等サービスを提供するなど、本市におけるケアマネジメントの質の向上を目指し、取組を進めてまいります。

（福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課）

⑥ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

【回答】

今後においても引き続き、介護保険サービスが必要な人に適切かつ効果的に提供されるよう支援に努めてまいります。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

⑦ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

【回答】

新聞や食材、弁当などの配達を業務とする事業者の協力を得て、高齢者世帯やひとり暮らし高齢者の方などに何か異変があったときには、地域包括支援センターや地域の支援者と連携して対応できるネットワークを活用し、地域の高齢者を見守っています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、在宅で過ごす機会が多くなった高齢者の熱中症対策としてエアコン購入費補助を実施しています。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

⑧ 電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響等により、在宅で過ごす機会が多くなった高齢者が経済的な理由でエアコンを利用できない事態とならないよう、住民税非課税の高齢者世帯を対象としてエアコン購入費補助事業を実施しています。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

⑨ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

【回答】

次期計画においても引き続き複数の日常生活圏域を単位とした整備圏域ごとの整備を基本としながら、柔軟な対応により整備を進めてまいります。整備にあたっては、府の地域医療介護総合確保基金に

よる補助の活用などにより、事業者の参入しやすい環境づくりに引き続き努めてまいります。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

【回答】

介護人材の確保につきましては、介護サービスを安定的に提供するための重要課題と認識しております。介護人材の職場定着や労働環境の改善を図るため、市としても有効な方策等を検討してまいりたいと考えております。また、国に対しても、働きかけてまいります。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

【回答】

難聴が軽度なうちに補聴器を使い始めることで、認知症の予防にもつながると考えられることから、早期発見、早期対応の周知啓発に努めるとともに、必要な施策について引き続き研究してまいります。

(福祉部 高齢介護室 高齢介護課)

⑫介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

【回答】

国の動向を注視しながら、必要に応じて国へ働きかけてまいります。

(福祉部 高齢介護室 介護保険料課)

7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

① 障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

【回答】

本市におきまして、65歳到達時において介護保険への移行期間を3か月程度としています。障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、介護保険制度からどのようなサービスがどの程度受けられるかを把握するためにも、まずは要介護認定等の申請を行っていただくよう勧奨してまいります。その際、障害福祉サービスを一方的に打ち切ることなく、移行期間を設ける等柔軟

に対応してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

【回答】

介護保険の被保険者である障害者については、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、介護保険制度からどのようなサービスがどの程度受けられるかを把握することが適当であるとされており、まずは要介護認定等の申請を行っていただくよう勧奨してまいります。

介護保険の要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、職員が直接、介護保険制度について説明を行い、申請について理解を得られるよう勧奨してまいります。また、障害福祉サービスを一方的に打ち切ることなく、移行期間を設ける等柔軟に対応してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ③ 2007年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領：令和5年4月）」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

【回答】

国の通知に基づき、介護保険の被保険者である障害者については、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなりますが、一律に介護保険サービスを優先させるのではなく、障害特性等の理由で介護保険サービスでは必要なサービスを受けられない、又は支給量が足りない場合については、個々の障害者の障害特性を考慮し、障害福祉サービスの利用を決定しております。

引き続き、利用者の個々の状況に応じ、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行に向け、事前の調整等柔軟な対応に努めてまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ④ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。

【回答】

障害福祉サービスを利用する障害者が介護保険サービスへ移行を検討する際には、個々の障害者の障害特性を考慮し、必要な支援を受けられるかどうかを勘案した上で、厚生労働省が示す考え方を踏まえた運用を検討してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ⑤ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。

【回答】

65歳以上の障害者については、利用可能な介護保険サービス事業所・施設が身近にない、あっても利用定員に空きがない等、介護保険サービスの利用が困難と市町村が認める場合などに限り、例外的に障害福祉サービスが利用できます。要望の趣旨を踏まえまして、サービス利用者向けの説明方法について検討してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害施策推進課)

- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

【回答】

要望の趣旨を踏まえ、実績に応じた財政措置を講じるよう国に要望してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ⑦ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

【回答】

要望の趣旨を踏まえ、実績に応じた財政措置を講じるよう国に要望してまいります。

(福祉部 障害者支援室 障害福祉認定給付課)

- ⑧ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

【回答】

本市では障害者の方が個々に有しておられる特性や心身の状況に配慮した対応を総合事業の指定時研修において事業者へお願いしております。また、既に指定させていただきました事業者につきましても同様の対応を指定居宅サービス事業者等集団指導にてお願いしているところです。

今後も事業者に対しては継続して上記の対応を求めていき、サービス提供に携わる方々の障害者への理解が共有されるよう努めてまいります。

(福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課)

- ⑨ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

【回答】

障害福祉サービス利用料について、応能負担となっており、住民税非課税世帯は65歳を超えても無料になっています。

(福祉部 障害者支援室 障害施策推進課)

- ⑩ 2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

【回答】

2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度につきましての自治体独自の対象者拡大や助成制度の創設は、財政状況等の面から考えても、本市単独での実現は非常に困難な状況です。

(市民生活部 医療助成課)

8. 生活保護

- ① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示いただきたい。

【回答】

本市においても、コロナ禍により、被保護世帯数・人員の増加を見込んでおりましたが、緊急小口生活資金、総合支援資金、住居確保給付金制度などの第2のセーフティネットが効果的に機能したことにより、保護世帯数の増加に転じなかったと考えております。

保護申請時の扶養調査については、保護の実施要領等に基づき、適切に行っております。一方、実施要領に基づきDVや10年間以上音信不通の場合等、扶養義務調査の実施が適当でないと判断できる場合、申請を阻害する要因とならないよう配慮しております。

令和4年度の扶養照会件数は、10,248件であり、その中で金銭的援助可能との回答をいただいたのは27件となっております。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ② 札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf>

寝屋川市生活保護チラシ <hogoshinseisodan.pdf> (city.neyagawa.osaka.jp)

【回答】

市ウェブサイトにて、生活保護の制度の説明と生活保護のしおりを掲載し、広く周知しております。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や2020-2022年度に実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】

ケースワーカーの配置については、引き続き標準数による体制整備に努めてまいります。あわせて平成19年度以降、福祉職の採用をしておりますが、引き続き、ケースワーカーとしての配置を要望し、体制の充実に努めてまいります。また、ケースワーカーの資質向上については、経験年数別の研修を実施しております。申請時の相談対応につきましては、特に人権を意識した対応を行うとともに、申請意思が示された場合は申請権を侵害しないよう努めてまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

【回答】

ケースワーカーは地区担当制としており、女性担当制はとっておりませんが、被保護者から申し出や相談があった場合、家庭訪問等については十分に配慮してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

【回答】

生活保護の相談には生活保護のしおりを活用し、制度について丁寧に説明しております。また、相談時において申請意思が確認できれば、すみやかに申請書を交付しております。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。

【回答】

現在、生活保護受給者に対し、個人ごとに生活保護受給証を交付しておりますが、これはあくまでも生活保護を受給していることの確認証であり、いわゆる保険証に類するものとは異なります。

急な受診時等の対応を含め、医療機関と調整し必要に応じ対応しておりますが、より円滑な受診の確保に向けた検討を進めてまいります。

また、特定健診の受診につきましては、対象となる方への周知に加え、健康上の課題を抱えている方や医療機関にかかっていない方などに対し、ケースワーカー等が訪問時に受診勧奨を行っており、希望された方には受診券を発行しております。今後も、より多くの方に特定健診を受診していただけるよう工夫してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

- ⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】

警察官 OB の公安嘱託員については、福祉事務所窓口における暴力暴言等への対応をはじめ、不正受給案件に関する調査等においても、その専門的な知識手法を有効に活用しております。生活保護情報ホットラインについては、不正受給や生活困窮者の情報などが主に寄せられていますが、漏給防止

のために情報をお寄せいただくという側面もあることから、個人情報保護には十分に配慮しつつ、提供された情報をさらに活用することによって、生活保護行政適正化を推進してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

⑧ 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。

【回答】

住宅扶助や冬季加算については、国が定める基準ですので、本市単独での対応は困難ですが、実勢価格をもとに適時改正を国に求めてまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

【回答】

住宅扶助については、国が定める基準ですので、本市単独での対応は困難ですが、実勢価格をもとに適時改正を国に求めてまいります。また、特別基準の設定については、実施要領に基づき、対応してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

【回答】

医療抑制につながるような医療費の一部負担の導入については、国には実施しないよう求めてまいります。

ジェネリック医薬品の使用につきましては、平成30年10月より生活保護法の一部改正により、使用が原則化されたことから、被保護者に対し丁寧な説明と配慮、周知に努めております。また、本市におきましては、重複処方の防止・被保護者の健康管理の面から「かかりつけ薬局制度」の導入をしております。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

⑪ 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

【回答】

大学生や専門学校生については、保護の実施要領に基づき、世帯分離として取り扱っているところですが、やむを得ない事情がある場合において、世帯の状況に応じた柔軟な対応が出来るよう国に要

望してまいります。

(生活支援部 生活福祉室 生活福祉課)

9. 防災関係

- ① 災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。
整備率を明らかにすること。

【回答】

夏場の猛暑下における児童・生徒の体調管理や熱中症対策、災害時の避難所の環境改善のため、市立学校体育館へのエアコン整備を進めており、令和5年度および令和6年度の2年間で全ての市立学校に整備する予定です。また、エアコン整備に合わせて体育館に併設されたトイレ改修等も行っています。なお、市立学校体育館エアコンの整備状況及び整備内容等は適宜市ウェブサイトで公開しています。

(教育委員会事務局 施設整備室)

- ② 高層住宅が増えてきている。高齢者、障害者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

【回答】

地域の方に対し防災講演会を行うことで、マンション防災について普及啓発活動を行ってまいります。

(危機管理室)

東大阪市地域防災計画において、高齢者や障害者等の災害時に自らが迅速かつ適切な行動が取りにくいと考えられる要配慮者への配慮計画を定めております。

(福祉部 地域福祉室 地域福祉課)